成蹊学園サステナビリティ教育研究センター賛助会員規約

制　　定　2018 年 6 月 26 日
理　　事　　長

（目的）

第１条　この規約は、成蹊学園サステナビリティ教育研究センター（以下「センター」という。）の賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もってセンターにおける持続可能な開発のための教育・研究活動の活性化支援に寄与することを目的とする。

（賛助会員）

第２条　賛助会員（以下「会員」という。）とは、本規約を承認の上、前条の目的に賛同し、寄付会員として活動資金を支援するため、次条に定める入会手続きを経て承認された企業及び団体をいう。

（入会）

第３条　入会に当たっては、センター所定の申込用紙に必要事項を記入の上センターに提出し、併せて年会費を納入する。

２　センターは、入会申込時に届出のあった内容に基づき、入会の可否を判断する。

３　センターが入会を承認しなかった場合には、納入された年会費は全額返金する。

（会員期間）

第４条　会員期間は、４月１日から翌年３月 31 日とする。ただし、年度途中で入会した場合の会員期間の起算日は、入会承認日とする。

２　前項に定める会員期間は、毎年度の年会費納入によって自動更新する。

（年会費）

第５条　年会費は、一口５万円以上とする。

２　年会費は、新規入会時を除き、毎年度４月末日までに納入するものとする。

３　年会費は、第１条に定める目的のための特別寄付金として学校法人成蹊学園が収受する。

４　会員が既に納入した年会費については、会員資格の喪失、中途退会その他の理由の如何を問わず、これを返還しない。

（顕彰）

第６条　会員は、センターのホームページに当該企業・団体の名称を掲載できる。

（届出事項の変更）

第７条　会員は、入会申込時の届出事項に変更があった場合には、速やかにセンターに届け出るものとする。

（会員資格の喪失）

第８条　会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

（１）退会の意思表示があった場合

（２）年会費が支払われない場合

（３）法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合

（４）その他、センターが会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

（退会）

第９条　会員は、センター所定の退会手続きを行うことにより、任意に退会することができる。

（規約の改廃）

第１０条　この規約の改廃は、センター運営委員会の議を経て理事長が行う。

附　則（2018 年 6 月 26 日制定）

この規約は、2018 年 6 月 26 日から施行する。